

【 第10号 都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正 】

公共下水道既設接続施設の区域外流入からの編入に伴い、負担区を新たに定める必要が生じたため、改正するものです。

問 負担区が第1～第10までであるが、負担区を地図に落とし込んだものがあるのか。

答 下水道課窓口に備えている。

【 第10号 都市計画下水道事業受益者負担金に関する条例の一部改正 】

問 改正理由の中にある、区域外流入からの編入とは。

答 区域外流入とは、公共下水道の処理区域外から、公共下水道管に排水施設を接続することをいい、処理区域に隣接し、公共下水道への流入が可能な公共施設が対象となる。